

平成 28 年 4 月 1 日より既存住宅を増築・改築 する際に長期優良住宅の認定が可能となります

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法基準の改正により

平成 28 年 4 月 1 日より、既存住宅を増築・改築して長期使用構造等とする場合にも長期優良住宅の認定が可能となります。

既存住宅の増改築をする際の認定においても、

住宅性能評価機関による事前審査(適合証)を活用できます。

※既存住宅の増築・改築の認定申請において、住宅の品質確保に関する法律に基づく設計住宅性能評価書を活用した受付は行っておりません。

■注意点

- ・増改築の認定の対象となるのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等とするための増改築工事を含み、かつ工事後の住宅が増改築基準に適合する工事に係る計画であるため、耐震改修工事や断熱改修工事を「改築」として取り扱うことが出来ます。
- ・新築をする場合と既存住宅を増築・改築する場合の長期優良住宅の認定申請手数料は異なりますのでご注意ください。

【既存住宅の増改築の際の認定手数料】

総戸数		①適合証(注1)添付の場合	①以外の場合
一戸建ての住宅		9,000 円	68,000 円
共同住宅等 (注3)	5戸以内	18,000 円	162,000 円
	6戸～10戸	32,000 円	259,000 円
	11戸～30戸	47,000 円	513,000 円
	31戸～50戸	88,000 円	919,000 円
	51戸～100戸	151,000 円	1,580,000 円
※1棟の総戸数 (注4)に応じた手 数料になります。	101戸～200戸	249,000 円	2,923,000 円
	201戸～300戸	306,000 円	4,177,000 円
	301戸～	326,000 円	5,117,000 円

(注1) 適合証…登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。)が発行する、長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注2) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注3) 総戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、総戸数が10戸ですから「6戸～10戸」の区分の手数料になります。